

府中市母子及び父子家庭
自立支援教育訓練給付金事業のご案内
(令和 7 年度版)

ひとり親家庭のお母さんやお父さんの、経済的自立の促進を図ることを目的とした制度です。厚生労働省が指定した教育訓練対象講座のうち、経済的自立が図れる講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

訓練給付金を受給するためには、受講前に事前相談と講座指定の手続きを行う必要があります。支給決定には審査があります。

1. 対象となる方（次のすべての条件を満たす方）

- ・府中市内在住で 20 歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父
- ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定を受けている方
- ・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場から判断して、その教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる方
- ・過去に本制度を利用していない方

2. 対象講座

雇用保険制度の教育訓練指定講座で、就職に結びつきやすい資格であること

※対象講座は、下記の「教育訓練給付制度 検索システム」から検索できます。

教育訓練給付制度 検索システム



3. 支給金額

(1) 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができない方

【一般・特定一般教育訓練】 受講料の 60%（上限 20 万円）※修了後に一括支給

【専門実践教育訓練】

ア 受講料の 60%（上限 40 万円×修学年数（上限 4 年）

イ 就業後 1 年以内に資格を活かした就労をした場合、

25%の追加支給（上限 20 万円×修学年数（上限 4 年））

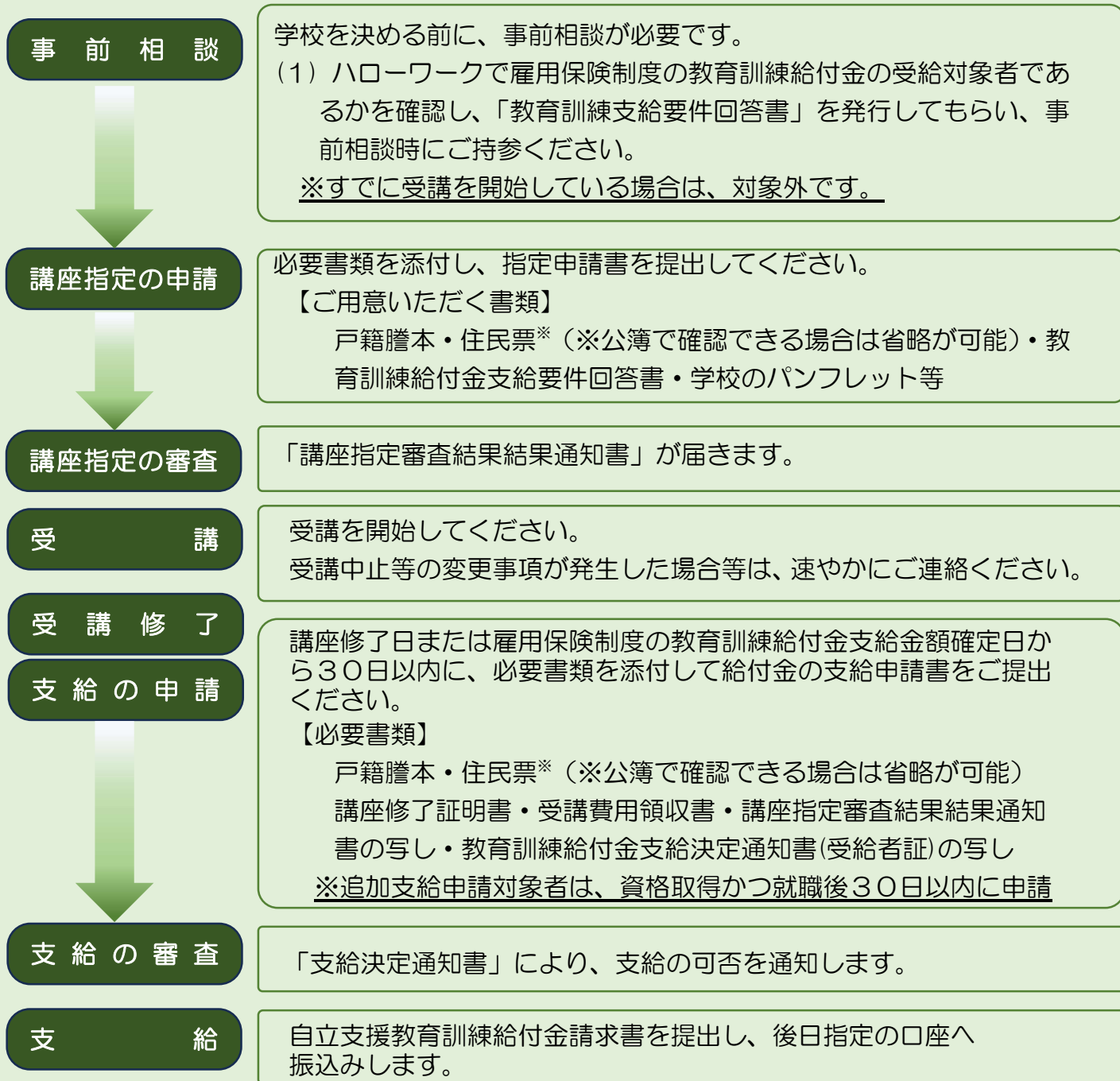
※修了後に一括支給または、半年ごとの分割支給

(2) 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる方

上記(1)の金額から、雇用保険制度の教育訓練給付金支給額を差し引いた金額

※上記(1)、(2)いずれも支給額が 12,000 円以下の場合は、支給はありません。

4. 手続きの流れ



この事業についてご相談・ご質問がある方は、問合せ先までご連絡ください。

◆問合せ先◆ 府中市役所 子育て応援課 042-335-4240